

第4章 計画的な地域福祉の推進

第1節 区市町村地域福祉計画の策定・改定に向けた支援

【現状と課題】

- 社会福祉法の改正により、平成30年4月から、区市町村地域福祉計画の策定が努力義務となっており、都内においては、令和3年4月時点で、55区市町村が地域福祉計画を策定済みです。
- また、改正社会福祉法では、区市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するよう努めるとともに、区市町村地域福祉計画に記載することで、計画的な体制整備を図ることとされました。
- 都内の多くの区市町村が、地域福祉計画の策定や改定を予定しており、その際には、包括的な支援体制の整備や生活困窮者自立支援制度を計画に位置付けるなど、計画的な地域福祉の推進のための新たな対応が求められています。
- 計画「策定済み」の区市町村の中には、社会福祉協議会との連携を図るため、地域福祉活動計画と地域福祉計画の計画期間を合わせているところや、法定計画との整合性を図るため、地域福祉計画の改定年度を1年遅らせるといった工夫をしているところがあります。一方、計画の進行管理に当たっては、法定計画との差別化が難しい、アウトカム指標の設定が難しい等といった課題も挙げられています。

【取組の方向性】

- 都内の区市町村による、地域福祉計画に基づく計画的な地域福祉の推進を支援するため、学識経験者や区市町村、関係団体等で構成する会議体を設置し、この計画の進行管理を行います。
- 区市町村による地域福祉計画の策定状況や、計画に基づく地域福祉の推進に係る現状を把握・分析した上で、地域福祉を推進するための施策を検討します。
- 先進的な取組事例の紹介や、都と区市町村との意見交換、区市町村間の情報共有を行う機会を設け、地域福祉計画の普及推進を図ります。

第2節 東京都地域福祉支援計画の進行管理（評価指標）

- この計画の進捗による施策効果の把握・分析・評価を行うため、目標となる指標を設定します。
- これらの指標等を活用し、PDCAサイクルを繰り返しながらこの計画の進行管理を行うとともに、東京都地域福祉支援計画の改定につなげていきます。

<評価指標>

項目	第一期計画策定期 (平成29年度)	現状	目標
地域福祉計画を策定している区市町村数	52 区市町村 (平成29年4月)	55 区市町村 (令和3年4月)	増やす
地域福祉計画に基づき社会福祉法第106条の3に規定する包括的支援体制を整備する区市町村数	36 区市町村 (平成29年4月)	49 区市町村 (令和3年4月)	増やす
生活支援コーディネーターの配置	51 自治体 (平成29年6月)	60 区市町村 (令和2年12月)	全62 区市町村
協議体の設置	40 自治体 (平成29年6月)	52 区市町村 (令和2年12月)	全62 区市町村
地域における多世代交流拠点の整備	整備推進に向けた方針を検討中	30 区市町 (令和3年4月)	全62 区市町村
成年後見制度による都内申立実績	5,076 件 (平成28年度)	4,657 件 (令和2年)	増やす
都内の介護労働者の離職率	14.9% (平成28年度)	20.1% (令和元年度)	減少
福祉サービスの第三者評価受審件数	2,970 件 (平成28年度)	3,608 件 (令和2年度)	増やす

おわりに　～東京の未来に向けて～

- この計画は、都が社会福祉法に基づき平成30年3月に初めて策定した地域福祉支援計画です。第二期計画の期間は、令和3年度からの6年間としていますが、第一期計画に引き続き、地域福祉の取組を推進していくため、計画のPDCAサイクルを繰り返しながら、より高い次元へと、不断の取組を続けていくことが必要です。
- 都は、次のような視点や課題を意識しながら、地域の様々な関係者や、区市町村との連携を深め、検討と実践を積み重ねながら、計画の質を高めるとともに、地域共生社会の実現に向けて前進していきます。

(地域の実情の把握)

- 東京の地域の姿は、都心部から多摩地域、島しょ部まで、その場所によって大きく異なります。
- 地域を更に細かく見ていくと、高層マンションの建設が続き若年層の流入が進んでいる地域や、古くからの木造住宅が密集している地域、高度経済成長期に開発・分譲され均質な年齢構成のまま住民の高齢化が進む住宅地、高齢化と過疎化によって生活の維持が困難になっている地域など、様々な特性があります。
- 人と人とのつながりや社会資源、住民の地域への帰属意識や行動範囲など、地域の特性には、動的な要素もあります。
- 施策の立案に当たっては、区市町村が、地域や住民の実情や自らの地域の特性（強み・弱み）、将来像をよりきめ細かく把握することが重要です。また、区市町村が地域の特性に応じた取組を行えるよう、都の役割や支援についても、社会情勢等に応じて、常にその在り方を考えていく必要があります。

(新たな担い手とつながりの創出)

- 地域では、福祉の向上のために、事業者をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の、様々な団体や人材が活動しています。そのほか、町会・自治会や商店会やボランティア団体など、地域を基盤とした活動を行う団体も多く存在しています。
- これらの既存の社会資源や担い手は、高齢化や社会状況の変化等に伴い、新たな担い手の加入が減少したり、担い手が高齢化して活動の継続が困難になるなどの課題を抱えている場合もあります。今後は、既存の社会資源を支え直すとともに、組織に属さない団塊の世代の高齢者や若年層、地域住民や企業、教育機関等の新たな担い手の可能性を拓くとともに、新たなつながりを創出していくことが求められます。
- 地域住民が抱える地域生活課題は、様々な分野にまたがることから、活動やつながりの創出を図る際には、福祉分野にとどまらず、医療、教育、住まい、就労、雇用、まちづくりなどの様々な分野の関係機関との連携や、行政内部での連携を深化させていくことが必要です。

- こうした新たなつながりと連携が生まれることで、家族や地域住民、地域社会との関係性が弱まってしまった人にも、つながりや関わりを取り戻したり、新たな関係性を育んでいくための支援が届く可能性が拓けてきます。
- また、そうした地域のつながりの前提として、地域社会での住民の交流が減少している現状においては、無関心や無理解の姿勢が社会からの排除を生んでいることに気付き、身近な地域に多様な人たちが居るということ自体を知ることが重要です。
地域に暮らす様々な人について関心をもつこと、知ろうとすることが、地域住民として地域共生社会に参加することの第一歩であり、誰もが貢献できる、誰一人取り残さない、持続可能な地域共生社会の実現につながる第一歩にもなります。

(地域福祉の評価と「見える化」)

- 地域福祉支援計画や、区市町村の地域福祉計画のPDCAサイクルを循環させ、スパイラルアップを図っていくためには、計画に基づく取組の達成状況を把握し、評価することが重要です。
- 地域福祉の評価手法は必ずしも確立されておらず、定量的な評価指標のみで評価測定を行うことは困難であることから、都内の区市町村においても、地域福祉計画の評価に試行錯誤している状況が見られます。
- 今後は、定性的な指標や長期的な目標を組み合わせた指標や社会的価値を評価する指標等の新たな評価指標や評価の仕組みを開発し、地域住民等幅広い合意形成による政策形成や財源の配分につなげていくなど、地域福祉の「見える化」に更に取り組んでいくことが必要です。
- こうしたプロセスを重ねることで、地域共生社会の実現に向けて近づいていくことにつながります。

(ジモティ（地元の人）の意識を）

- コロナ禍で私たちは、社会や身近な地域との関わり、人と人がつながり続けることの重要さを再認識しています。
- 多様な課題を抱えながらも、互いに支え合い、参加し、暮らし続けられる地域社会を作っていくためには、その地域に住む一人ひとりが、自分の住んでいる地域（＝地元）に目を向け、関心や愛着を持ち、より住みよい地域にしていく意識が重要です。
- 現在、私たちの地域への関わり方は、それぞれの暮らし方や生き方によって異なっています。「人が輝く」東京の未来に向け、一人ひとりが自分の住む地域に対して、いわゆるジモティ（地元の人）の意識を持ち、身近な地域を大切にし、支え合える社会を作ることが求められています。このため、都は、人々が身近な地域に目を向け、活動に参加し、地域福祉に関わっていく機運を醸成し、区市町村等関係機関と連携して、引き続き、地域共生社会の実現を推進していきます。